

鳥取県警察
任期付職員（警察行政）登録試験
(育児休業職員の代替職員・東部及び中部地区)
募集案内

◆鳥取県警察本部警務課人事第一係◆

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地（警察本部庁舎3階）

電話(0857)23-0110 <https://www.pref.tottori.lg.jp/police/>

- 育児休業を取得する職員の代替職員として県東部及び中部地域で勤務する職員（育児休業任期付職員（警察行政））を募集します。
- 申込者は登録試験に合格した後に「育児休業任期付職員登録簿」に登録され、育児休業を取得する職員があった都度、登録者の中から面接により採用者を決定します。
- 育児休業任期付職員は、任用期間が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）については、正規の職員と同様の扱いとなります。

1 受付期間・試験日時・試験会場・登録者発表日

受付期間	令和8年1月5日（月）～令和8年1月28日（水） ◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 (土曜日、日曜日及び祝日は、閉庁日のため受け付けておりません。) ◎ 郵便又は信書便の場合は、 <u>1月28日（水）</u> までの消印等のあるものに限り受け付けます。 ※ 申込みは、 <u>できるだけ郵便又は信書便で早め</u> に行ってください。
試験日時	令和8年2月12日（木） ◎ 開場時刻 13：00 ◎ 受付時間 13：00～13：10
試験会場	鳥取県警察本部庁舎会議室（鳥取市東町一丁目271番地）
登録者 発表日	令和8年2月27日（金）予定

2 募集職種・勤務先・職務内容等（予定）

募集職種	登録予定者数	職務内容	勤務先
警察行政 (主事)	5名程度	経理、庶務、警察広報、統計、 交通安全に関する事務等	鳥取県警察本部又は 県東部、中部の警察署

※ 令和8年4月に1名程度の採用を予定しており（第1回採用選考）、これ以降は、育児休業を取得する職員があった都度、登録者の中から採用選考を行う予定です。

3 育児休業任期付職員について

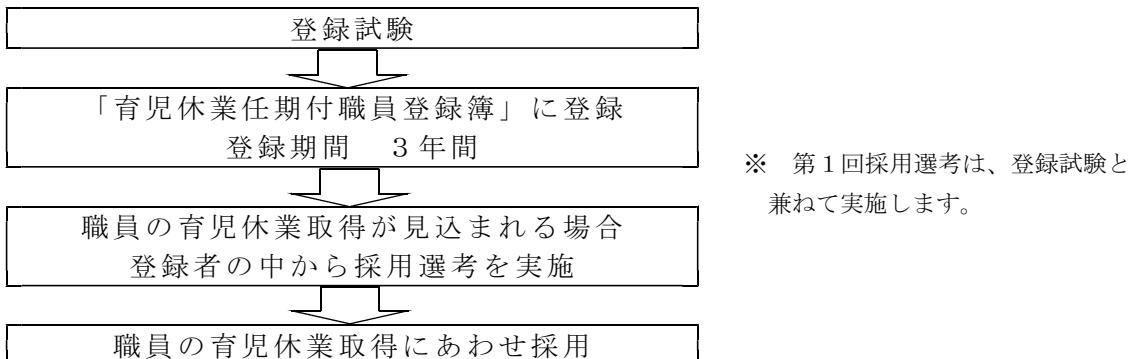
育児休業任期付職員とは、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

登録試験を受験していただき、合格された場合に「育児休業任期付職員登録簿」に登録されます。

育児休業を取得する職員があつた場合に、「育児休業任期付職員登録簿」に登録された方のうち、希望者へ面接（採用選考）を実施し採用者を決定します。

このため、登録された場合であつても、育児休業を取得する職員の状況及び選考の結果により採用されない場合があります。

＜参考＞ 採用までの流れ



※ 採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（概ね 6か月～3年）となります。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合に、育児休業任期付職員の任用期間も延長することがあります。

また、育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、臨時の任用職員として採用することができます。

4 登録資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) パソコン（ワード、エクセル等）の取扱いについて基礎的な操作ができる人
- (3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ・日本国籍を有しない人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
 - ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

5 試験内容

(1) 登録試験

試験種目	配点	内 容
作文試験	200点	示されたテーマについて、受験者自身の考えを作文として作成する筆記試験
面接試験	500点	個別面接による口述試験
経歴評定	200点	提出された受験申込書の経歴について、採用しようとする職への有効性を評価します。

※ 第1回採用選考は、登録試験と兼ねて実施します。

(2) 採用選考（第2回目以降）

試験種目	配点	内 容
面接試験	100点	個別面接による口述試験

※ 採用選考は、登録者で採用されていない方に対して行います。

6 受験申込手続

(1) 申込方法

受験申込書に、必要事項を記入するとともに、顔写真を貼付し、持参又は郵送により申し込んでください。

郵送の場合は、必ず封筒の表に**任期付希望**と**朱書き**し、「特定記録郵便」等の確実な方法により送付してください。

※ 1 現住所及び連絡先は、棟、号室まで正確に記載してください。

※ 2 連絡先には、電話で試験に関する連絡、意向調査等を行う場合がありますので、携帯電話など昼間に連絡が確実に取れる番号を記載してください。

※ 3 職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう古い順に記入してください。

(2) 申込先 〒680-8520 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務課人事第一係 電話(0857)23-0110

(3) その他注意事項

受験票は発行しませんので、試験開始時刻までに試験会場に来場してください。

また、申込書類の記載事項に不正があると判明したときは、受験を無効とし、登録者として決定されてもその決定を取り消します。

7 登録者の決定方法

作文試験、面接試験、経歴評定の得点を合計し、合計した得点の高い順に決定します。なお、作文試験、面接試験の得点が、それぞれ一定の水準を満たさない場合は、他の試験の結果にかかわらず不合格とします。

8 採用者の決定方法

(1) 第1回採用選考

登録試験の得点の高い順に決定します。

(2) 第2回目以降の採用選考

育児休業を取得する職員があった都度、登録者へ採用選考の実施を通知します（採用予定日において鳥取県警察の他の任期付職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員としての在職が見込まれている場合は通知しません。）。

採用選考に応募された方へ面接を実施し、面接試験の得点の高い順に採用者を決定します（登録試験の得点及び順位は考慮されません。）。

(3) その他

上位の方が採用を辞退した場合は、次の順位の方を繰り上げて採用します。

育児休業任期付職員として一度採用され、任期満了により退職される場合、登録期間中であれば、再度他の育児休業任期付職員の採用選考に応募することができます。

9 任用期間等

(1) 任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（概ね6か月～3年）となります。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合に、育児休業任期付職員の任用期間も延長することがあります。

(2) 臨時の任用職員としての採用

育児休業任期付職員として採用される前に、当該職員の産前・産後休暇期間中に臨時の任用職員として採用される場合があります。育児休業を取得する予定の職員が育児休業を取得しない場合、育児休業任期付職員として採用されない場合があります。

10 勤務条件（予定）

育児休業任期付職員は、任用期間が定められているほか、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）については、任用期間の定めのない職員と同様の扱いとなります。

(1) 給与

初任給は、学歴、職歴等の経歴に応じて決定されます。

※ 令和8年1月1日現在における初任給の例は次のとおりです（あくまで仮設条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。）。

◎ 大学卒業後、職歴のない22歳の方 月額237,600円程度

◎ 高校卒業後、職歴のない18歳の方 月額206,700円程度

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

(2) 社会保険

警察共済組合の組合員となります。

(3) 勤務時間・休暇

基本的な勤務時間は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間（休憩時間60分）ですが、これに加えて時間外勤務等を命ずる場合があります。

任用期間に応じて年次有給休暇（最大で年20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇等が付与されます。

(4) 服務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）、鳥取県警察職員の服務に関する訓令等が適用されます。

(5) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内は禁煙です。

11 登録者及び採用者の発表

受験者全員に個別に合否を通知します。

12 試験結果の開示

(1) 試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が午前8時30分から午後5時15分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は開示できません。

その際、運転免許証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合否通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。

(2) 受験者本人が病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。なお、手続等の詳細については、鳥取県警察本部警務課人事第一係へお問い合わせください。

対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
登録試験	受験者本人、法定代理人又は代理人	作文試験、面接試験、経歴評定の得点、合計得点及び順位	登録者発表日から1か月	警察本部警務課人事第一係（警察本部庁舎3階）
採用選考		面接試験の得点及び順位	採用者発表日から1か月	

13 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、午後1時10分までに必ず試験会場にご来場ください。
(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験の際は、筆記用具（鉛筆、消しゴム及び黒色ボールペン）を必ず持参してください。
時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。スマートフォン、携帯電話、スマートウォッチ等を時計として使用することは認めません。
- (3) 試験会場での喫煙は禁止します。
- (4) 試験会場及びその周辺への駐車はご遠慮ください。

14 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否通知通知の発送及び登録手続以外には使用しません。

15 その他

育児休業任期付職員については、基本的に人事異動を行いませんが、育児休業期間の短縮等が発生した場合には、人事異動を行う場合があります。

また、育児休業任期付職員への採用は、鳥取県警察官及び警察職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、職員採用の際に優先されるものではありません。